

新型コロナウイルス感染症における休業者等を対象とした 緊急小口資金特例貸付について

大村市社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少し、緊急かつ一時的な生計維持のために必要な方で、大村市にお住まいの方に対して、特例貸付制度の相談窓口を開設しております。

<貸付対象>

・新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯が対象となります。

<貸付内容>

貸付限度額 : 10万円以内 ただし、下記項目のいずれかに該当する場合は20万円以内

- ① 世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者等がいるとき
- ② 世帯員に要介護者がいるとき
- ③ 世帯員が4人以上いるとき
- ④ 世帯員に下記 i 又は ii の子の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
i 新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、臨時休業した小学校等に通う子
ii 風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子
- ⑤ 世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
- ⑥ ①～⑤に掲げられるもののほか、特に必要と認められるとき

貸付方法及び利率：一括での交付・無利子

延滞利子は以下のとおりです

- ・令和2年3月31日以前に送金した貸付金 年5.0%
- ・令和2年4月1日以降に送金した貸付金 年3.0%

連帯保証人 : 不要です

貸付金の償還 : 1年以内の据置期間後、2年以内
(返済開始までは1年以内の範囲で猶予を設けます。返済開始から2年以内に完済していただきます。)

申込受付期間 : 令和2年3月25日(水) ~ 令和2年7月31日(金)
※ 受付終了日は、厚生労働省からの通知を受け、変更になる場合があります。

**※ 窓口の混雑等により、待ち時間が長くなるおそれがあります。
来所の際は、必ず事前に電話予約を行ってください。**

社会福祉法人 大村市社会福祉協議会

〒856-0832 大村市本町458番地2
中心市街地複合ビル(プラットおおむら)3階
TEL: 0957-53-1351 FAX: 0957-54-1365
受付時間: 9:00 ~ 17:00 月~金曜日

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

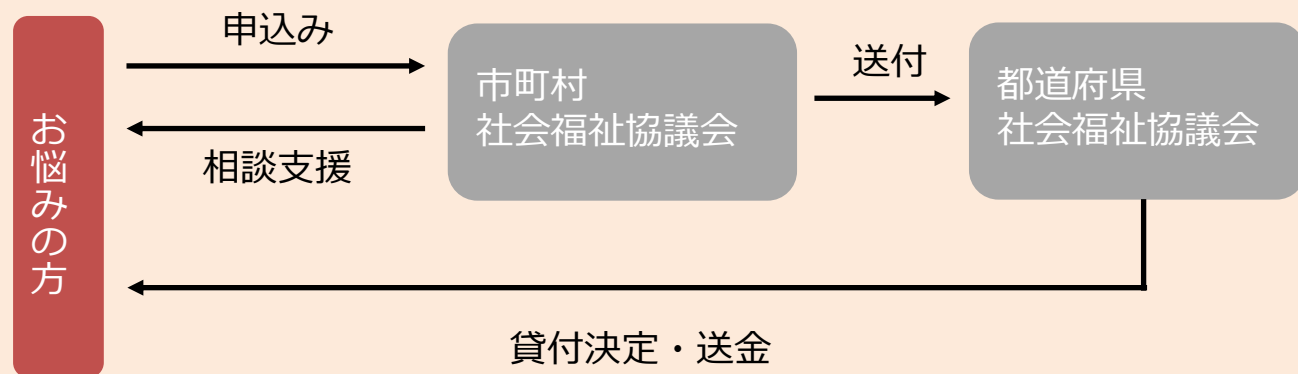
一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のお問合せや貸付のご相談は、お問い合わせ先へお願いします。

貸付手続きの流れ



お問合せ先

社会福祉法人 大村市社会福祉協議会

TEL : 0957-53-1351 FAX : 0957-54-1365

受付時間 : 月～金曜日 9 : 00～17 : 00

休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

■貸付上限額

- ・ 10万円以内
（学校等の休業等の特例20万円以内）

■据置期間

1年以内

■償還期限

2年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

市町村社会福祉協議会

失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。

■貸付上限額

- ・（2人以上）月20万円以内
 - ・（単身）月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■据置期間

1年以内

※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■申込先

市町村社会福祉協議会

注 原則、自立相談支援事業等による支援を受け付け、継続的な支援を受けることが要件となります。